

後期高齢者医療制度 交通事故などに 遭ったときは

交通事故等の第三者から受けたけがなどの医療費は、加害者（相手方）が過失割合に応じて負担しますが、届け出により後期高齢者医療で、保険診療を受けることができま

この場合、自己負担分を除いた医療費を、都後期高齢者医療広域連合が一時的に替えた後、加害者（相手方）に請求します。診療を受ける際には、医療機関に事故による受診であることを申し出て下さい。

また、事故（自損事故含む）に遭ったら、お住まいの後期高齢者医療担当窓口へ必ず届け出て下さい。必要な書類（被害届等）は、当事者が事故の状況などを伺ったうえでご案内しますので、事故日から30日以内に届け出て下さい。

※ 交通事故の場合、事故証明書が必要となりますので、必ず警察に届け出て下さい。

国民健康保険 新しい高齢受給者証は 届きましたか

70歳以上75歳未満の国民健康保険加入者の高齢受給者証を、8月に一斉更新します。新しい高齢受給者証を郵送しましたので、ご確認ください。

【負担割合】
病院等の窓口での支払い額は、高齢受給者証に記載され

た一部負担金の割合になります。

必ず保険証と一緒に高齢受給者証も提示して下さい。

一般の方は2割（昭和19年4月1日以前に生まれた方は特例措置により1割）負担ですが、市・都民税の課税所得が45万円以上ある方（一定以上所得者）とその世帯に属する方は3割負担になります。

また、世帯で70歳以上75歳未満の国民健康保険加入者が2人以上いる場合、収入の合計が50万円（1人の場合38万円）未満の方は、申請により2割（昭和19年4月1日以前に生まれた方は特例措置により1割）負担になります。

住所等が変わったときは届 け出を

転入・転出・死亡等により世帯構成または前年の所得に変更があった場合は、負担割合が変わることがあるため、必ず届け出をして下さい。

問合先 保険年金課国民健康保険係 ☎042-387-9833

名勝小金井（サクラ） 復活事業に関する アンケート調査結果

市では、事業実施の効果を検証し、今後の事業の参考とするため、3月15日～4月15日にアンケート調査を実施しました。

このたび、調査結果がまとまりましたのでお知らせします。

【閲覧場所等】生涯学習課（市役所第二庁舎7階）、市役所第二庁舎1階受付、図書館本館、公民館各館、東小金井駅前開設記念会館、婦人会館、上之原会館、前原町西之台会館、桜町上水会館、文化財センターでご覧いただけます。か、市ホームページでも公開

女性のための 就職支援セミナー

仕事と育児の両立をめざす方を対象とした就職支援セミナーです。仕事に就くための準備や面接対策等について学びます。

とき 9月6日、10月4日
いずれも火曜日午前10時30分～正午（全2回）

ところ 前原暫定集会施設2階B・C会議室
講師 マザーズハローワーク立川就職支援ナビゲーター
定員 12人（申込順）
その他 保育あり（要事前申込）

申込 8月22日から、電話またはファクスで、子育て支援課子育て支援係 ☎042-387-9836 FAX 042-386-2609へ。

乳幼児医療費助成・義務教育就学児医療費助成 成現況届の提出を

乳幼児医療費助成・義務教育就学児医療費助成を受けている方で更新手続（現況届）が必要な方に、届出用紙を郵送しますので、8月31日（水）までに提出して下さい。

現況届は、子どもの医療費助成を受給している保護者の前年の所得状況と、平成28年10月1日現在の健康保険証の情報、養育状況などを確認するためのものです。

期限までに現況届が提出されない場合、10月1日からの医療費助成が受けられなくなる可能性があります。
なお、住民税課税（所得）情報・健康保険証の情報等、

更新手続に必要な情報のすべてが確認できる方には、届出が不要なため医療証を9月下旬に郵送します。

所得制限超過等で消滅になった方には、医療費助成受給資格消滅通知書を10月上旬に郵送します。

問合先 子育て支援課手当助成係 ☎042-387-9839

義務教育就学児医療費 助成制度の申請の 受け付け

市内在住で、医療保険に入っており、他の公的医療保障を受けていない児童（小学生）の保護者の方で、平成27年中の所得が所得制限内になった方は、申請により10月1日から義務教育就学児医療費助成を受給することができます。

申請書は、子育て支援課（市役所第二庁舎3階）で配布するほか、市ホームページからダウンロードできます。すでに義務教育就学児医療費助成を受給している方は、改めて申請する必要はありません。

所得制限 左表のとおり

| 所得制限限度額 | 所得制限限度額 |
|---------|----------------|
| 0人 | 630万円 |
| 1人 | 668万円 |
| 2人 | 706万円 |
| 3人 | 744万円 |
| 4人以上 | 1人増すごとに38万円を加算 |

※ 所得額は、収入から必要経費などを差し引いた額（給与所得者の場合は給与所得控除後の金額）です。

※ このほかに、各種控除（医療費控除、寡婦（夫）控除、障害者控除等）を所得額から差し引くことができ

る場合があります。

受付期間等 8月1日（月）～9月9日（金）午前8時30分～午後5時（正午～午後1時および土曜・日曜・祝日を除く）

受付場所 子育て支援課窓口
必要書類 ▼①医療証交付申請書 ▼②印鑑（申請書に押し） ▼③児童の健康保険証の写し ▼④申請者および配偶者の平成28年度住民税課税証明書（平成28年1月1日以前から、小金井市に住民登録がある方は不要） ▼⑤その他書類が必要となる場合があります。

その他 郵送での申請も受け付けます。窓口が込み合っていることが予想されますので、郵送申請にご協力ください。

学童保育所子育てひろば

乳幼児および保護者の相互交流のため、学童保育所を居場所として提供しています。

とき 毎週月曜・火曜・金曜日午前10時30分～午後0時45分
※ 都合により実施しない場合があります。8月1日（月）～30日（火）および12月23日（祝）～27日（火）は実施しません。さくらなみ学童保育所とあかね学童保育所は10月3日（月）、さわらび学童保育所とみなみ学童保育所は10月3日（月）と11月21日（月）、まえはら学童保育所は10月3日（月）と11月14日（月）は実施しません。

ところ・問合先 ▼たけとんぼ学童保育所 ☎042-383-5488

488） ▼さわらび学童保育所 ☎042-383-5489

▼まえはら学童保育所 ☎042-383-1179

▼さくらなみ学童保育所 ☎042-383-1183

▼あかね学童保育所 ☎042-385-3370

プレママ・プレパパ ようこそ ゆりかごへ

助産師や先輩ママを囲んで、産後の育児についてお話しします。

とき 9月1日（木）午後2時～3時

ところ 子ども家庭支援センターゆりかご談話室

対象 妊婦とパートナー（妊婦一人での参加も可）
※ 第1子出産の方を優先します。

定員 8組（申込順）
申込 8月2日から、電話または直接、子ども家庭支援センター ☎042-321-3141

ファミリーサポート・センター

同センターは、依頼会員（手助けをしてほしい方）と協力会員（お手伝いをしたい方）の会員組織です。子どもの健康と安全、子どもの発達、食事、応急手当などについて学びます。子育てを地域で支える相互援助活動に参加しませんか。

対象 援助活動に関心のあ

る20歳以上の方
申込 電話でファミリーサポート・センター ☎042-320-1701

小金井子育て・子育て支援ネットワーク協議会
交流会「子育て環境日本一」の小金井ってどんな町？

子育て・子育てのテーマで交流します。お子さんと一緒に参加できます。

とき 9月4日（日）午後2時～4時
ところ 中町桜並集会所
参加費 200円（お茶代）
申込 電話またはEメールで、同協議会事務局・水谷 ☎070-6488-5731

児童扶養手当の 第2子以降の 加算額が変更

児童扶養手当法の一部改正により、一定の所得額未満のひとり親家庭等に支給している児童扶養手当は、平成28年8月分から、第2子以降の加算額が増額となります（変更後の最初の支給月は、平成28年12月）。支給額は下表のとおりです。

加算額は、第1子の手当と同じく、所得に応じて決定される物価スライド制も適用になります。

なお、現況届の提出により変更されますので、申請は不要です。
問合先 子育て支援課手当助成係 ☎042-387-9839

| 区分 | 全部支給 | | 一部支給 | |
|----------------------|---------|---------|---------|--------|
| | 7月分まで | 8月分 | 7月分まで | 8月分 |
| 第1子の手当額 | 42,330円 | 42,320円 | 42,320円 | 9,990円 |
| 第2子の加算額 | 5,000円 | 10,000円 | 5,000円 | 9,990円 |
| | 3,000円 | 6,000円 | 3,000円 | 5,990円 |
| 第3子以降の加算額 (1人につき) | 3,000円 | 6,000円 | 3,000円 | 5,990円 |
| | 3,000円 | 6,000円 | 3,000円 | 5,990円 |

善意の輪

子どもの笑顔をみんなで見守る。虐待かな？と思ったら「通告・相談」

連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

▼子ども家庭支援センター（相談窓口）
☎042-321-3146 月曜～土曜 午前9時～午後5時
▼児童相談所全国共通ダイヤル（緊急時）
☎189

※ お近くの児童相談所にながります。
※ ☎189がつかない場合は、☎0570-0641000へ。

6月分
【特定寄附】
◆みどり公園基金に
▽792円11リサイクル・ガーデンバザー